



十一 二  
の経過利子の率

年〇・一パーセントに  
各募集取扱機関は、払込金額に  
加え、次の算式により算出した  
金額を第十八号に規定する期日  
に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額}}{100} \times \frac{0.1}{365} \times 50$$

十三  
初期利子

平成三十年六月二十日を  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十五号において規定  
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times 1$$

十四  
第二期利子

毎年六月二十日及び十二月二十  
日を、支払期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六箇間に属す  
る利子を支払う。

十五  
償還金額

平成三十年十二月二十日

十六  
償還金

額面金額百円につき百円

十七  
払込場所

日本銀行

十八  
払込期日

平成三十年二月八日